

No	補足が必要な意見など	補足及び今後の方針
1	<p>家畜糞尿対策等について、産業と河川環境の関係などについて、協調して持続的に発展あるいは改善できるような視点、考え方が必要。</p> <p>ある程度汚染源と特定されつつある業種に関して、業種転換も含めた支援体制も考えるべきではないか。</p>	<p>常呂川の水質(BOD)は、現状では環境基準を概ね満足しているものの、大腸菌群数は環境基準を超えていることから、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の整備促進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減など、関係機関と連携し、現況水質の改善に努めて参ります(原案 P55 参照)。</p> <p>但し、業種転換については、河川法に基づく本計画で規定することは困難と考えています。</p>
2	<p>土砂等の影響がどのように河川環境等に影響していくのか、今後調査、検討をしていく必要がある。</p>	<p>流域から発生する土砂については、十分その機構が解明されておらず、海域への影響も含め、引き続き調査・研究を進めて参ります(原案 P55 参照)。</p>
3	<p>環境学習として川を扱う場合移動手段の確保などが課題。</p>	<p>河川の景観、河川空間の利用に関しては、地域の特性やニーズに合わせた配慮が望まれます(原案 P30)。</p> <p>このため、河川空間が環境学習の場として活用できるよう整備に努めます。また、沿川の自治体の河川に関連する取り組みや地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した河川整備を推進して参ります(原案 P45)。</p>
4	<p>オジロワシは、留鳥(もしくは夏鳥の両方)に入れて頂きたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、留鳥、夏鳥に記載して参ります(原案 P22～P26)。</p>
5	<p>アダプティブ・マネジメントについて、基本理念の前文に入れるべき。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、アダプティブ・マネジメントについて整備計画案の基本理念に位置づけるなど記載して参ります。</p>
6	<p>計画高水流量、正常流量について、流況曲線をまとめること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、補足資料として整理しました。(補足資料 P1～4)</p> <p>目標流量は、戦後最大の流量をカバーしていません。(原案 P34 参照)</p> <p>夏期と冬期で正常流量を一部下回ることがあり、鹿ノ子ダムの運用の見直しを行い、正常流量の確保に努めます。(原案 P43 参照)</p>
7	<p>水質、土砂流出について、原案 P55 について、関連する機関等と書いているが、なるべく具体的に書くのがよい。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、整備計画案に関連する機関等の具体的な名称を記載して参ります。</p>

第 1 回常呂川河川整備計画検討会における補足が必要なご意見について

No	補足が必要な意見など	補足及び今後の方針
8	間伐というのは明らかに間違いで、間引き。	ご指摘の趣旨を踏まえ、整備計画案に間引きと記載して参ります。
9	他の川に比べれば河畔林はよく残っており、その管理をいま一步進めてもらいたい。	樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な管理方法について、引き続き検討を進めて参ります。 (補足資料 P5-7)(原案 P49)
10	流木というのはどこから多く出てくるのか。	平成 15 年洪水時の沙流川の事例について土木学会等で取りまとめられたものをご紹介します。(補足資料 P8)
11	多様な生物や希少種の確保とともに、改修に合わせて、瀬淵などを再生するなど前向きな表現があってよい。	常呂川の有する河川環境の多様性や連続性を保全し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、形成に努めて参ります。(原案 P31) ご指摘の趣旨を踏まえ、河川整備の実施に関する事項に、より良好な河川環境の形成に努める旨を記載して参ります。
12	自らの意思で川のそばに住んでいる人は、すべて河川管理者等に責任を求めない考え方も必要。	地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制及び連絡体制の一層の強化を図って参ります。 (原案 P53)
13	本川の堤防があるために、生活を営んでいるところ(堤内地)が水害の被害に遭うというようなことにもなりかねない。	洪水氾濫の危険性や内水被害を極力減少させるため、鹿ノ子ダムにより洪水調節を行うとともに、河道断面が不足している箇所については、河道の安定・河川環境に配慮しつつ河道断面を増大して水位の上昇を抑えて参ります。併せて、堤防の整備等を行います(原案 P31)。 内水対策の実施にあたっては、浸水被害の状況、土地利用状況及び支川の整備状況等を踏まえ、自治体、関係機関等と調整・連携し、その被害軽減に努めて参ります(原案 P41)。(補足資料 P9-11)

第 1 回常呂川河川整備計画検討会における補足が必要なご意見について

No	補足が必要な意見など	補足及び今後の方針
14	清流の指標として水浴指標だけでなく、景観や様々な環境の改善など目標に見直しではいかがか。	<p>河川整備計画の水質に関する目標については、環境基準(BOD)を満足しているものの大腸菌群数が環境基準値を超えていることから、関係機関と連携・協働し、下水道等の関連事業による流域内からの汚濁負荷の軽減対策等に取り組み、環境基準を満たすよう現況水質の改善に努めることとしています(原案 P36 参照)。環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。</p> <p>河川環境の整備と保全に関する具体の取組みについては、平成 14 年度より「第 2 期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス)」事業の対象河川となり、この計画に基づき、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の整備促進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減、鹿ノ子ダム の運用見直しによる流況の改善に取り組むなど、関係機関と連携し、現況水質の改善に努めることとしています(原案 P55 参照)。なお、現在策定中の計画案では、子供達が平常時に川に近づいて水遊びできる水質として目標設定しています。(補足資料 P12)</p>
15	水質環境基準できちんと規定されているので、T-P、T-N についても資料を載せてほしい。	<p>河川域は流水のため、河川内に蓄積されないことから、水質基準は設定されていませんが、ご指摘を踏まえ資料を整理しました。下流域が高い値ですが、全体的に横ばい傾向であり、引き続き定期的に水質観測を行い状況を把握して参ります(原案 P55)(補足資料 P13)</p>
16	樋門・樋管について道の区間も入れればどのくらいあるのか。	<p>国管理は 72 箇所、道の管理は 91 箇所です。</p>
17	河川に溜まった土砂は、見方を変えれば有用な資源であり、畑などに利用するとよいのではないかと思う。	<p>鹿ノ子ダムでは、土砂堆積が少ない状況で堆積土砂の撤去の必要性は小さいが、今後の河道掘削に当たっては、地域のニーズや経済性の検討等を踏まえつつ、土砂の有効活用について検討します。(補足資料 P14)</p>
18	砂防ダムは必要だが、ためた土砂を使うことを常呂川でもぜひ期待したいと思う。	

第 1 回常呂川河川整備計画検討会における補足が必要なご意見について

No	補足が必要な意見など	補足及び今後の方針
19	<p>自然エネルギーの有効利用という観点から、温度差発電なども可能ではないかと思う。</p>	<p>常呂川水系における河川水の利用については、約 6,600ha に及ぶ農地のかんがいに利用され、水道用水としては、置戸町、訓子府町、北見市に利用されるほか、製糖業等の工業用水や防火用水等として利用されています（原案 P16）。今後も、関係機関等と連携し、合理的な流水の利用の促進に務めることとしています。（原案 P36 参照）</p> <p>なお、水力発電等のエネルギー利用については、それぞれの事業者が投資効果、環境への影響等を適切に判断して行うべきものと考えていますが、鹿ノ子ダムでは、利水放流等を活用し、ダム管理に必要な電力を発電しています。（補足資料 P15）</p>
20	<p>CCTV カメラについてホームページで常時リアルタイムで公開していくのがよい。</p>	<p>洪水時の河川の状況及び氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をよりわかりやすい情報として伝達して参ります。（原案 P53 参照）</p> <p>なお、防災情報の提供を行うため、全国的にも静止画やコマ送り画像等の事例があり、常呂川においても設備の状況に応じた公開方法を検討して参ります。（補足資料 P16）</p>
21	<p>治水、利水、環境の整備について、住民の方のバックアップを得るべく、広報活動が非常に大事である。</p>	<p>常呂川水系河川整備計画（原案）については、平成 20 年 3 月 25 日～4 月 25 日にわたり、常呂川流域市町村の各役所・役場、網走開発建設部（本部、北見河川事務所）及びインターネットにより縦覧するとともに縦覧期間中の平成 20 年 4 月 9 日～11 日には流域内の北見市、北見市常呂町及び置戸町の 3 箇所において河川整備計画（原案）の説明会を開催しました。また、平成 20 年 5 月 16 日には北見市において公聴会を開催し、公述を希望された流域の市町村にお住まいの皆様 3 名全員のご意見を直接お聞きしたところです。</p> <p>今後とも、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が各々の役割を認識し、連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施して参ります（原案 P56）。</p>